

報告第12号

令和2年度小松島市下水道事業会計予算の繰越報告について

令和3年度に繰越した令和2年度小松島市下水道事業会計繰越額について別紙のとおり報告を受けたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月10日報告

小松島市長 中山俊雄

令和2年度小松島市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	繰越工事 資金			
資本的支出	建設改良費	管渠改良事業	37,013	0	34,813	12,156	22,600	0	57	2,200	0	関係機関等との協議に不測の期間を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	繰越工事 資金			
資本的支出	建設改良費	管渠改良事業	52,743	0	52,743	16,282	26,400	0	10,061	0	0	関係機関等との協議に不測の期間を要したため